

柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

条例改正の趣旨

令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い介護保険料の保険料段階が下がる者が生じる。これにより保険者の想定しない介護保険料の収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険料の算定に当たって、個人住民税に係る給与所得控除について、税制改正前と同様に扱われるよう国において介護保険法施行令を改正したことを受け、柏市介護保険条例の改正を行うもの

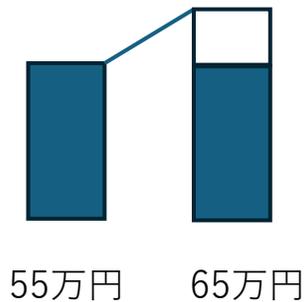
施行期日

令和8年4月1日

条例改正の主な内容① 税制改正に伴う介護保険料への影響を税制改正前と同様に扱うための条例改正

第1号被保険者の保険料の算定に限り、令和8年1月1日及び同年4月1日に柏市に住所を有する者であり、かつ、令和7年中の給与収入が55万1千円以上190万円未満の者に対し、給与所得控除の「引上げ額」を加算して合計所得金額を算定する特例措置を設けるもの

令和7年度税制改正



住民税を算定する上での給与控除の最低保障額が、55万円から65万円に10万円引き上げられた



税制改正の影響

例：単身者で給与収入が100万円の場合
(住民税非課税は415,000円以下)

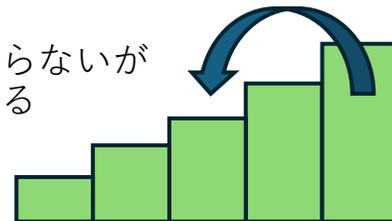
■税制改正なし 住民税

100万円 - 55万円 = 45万円 ⇒ 課税

■税制改正あり

100万円 - 65万円 = 35万円 ⇒ **非課税**

収入は変わらないが
段階が下がる



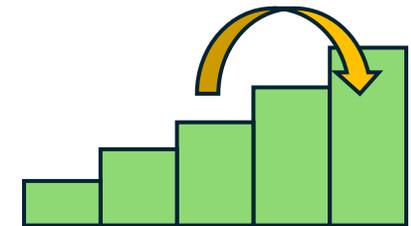
保険料収入が下がる可能性



条例改正により…

条例改正により、保険料収入に税制改正の影響がないよう再計算を行う

35万円に10万円を足し
戻し段階を戻す



影響を遮断

条例改正の主な内容② 住民税非課税であった者が条例改正の影響で課税とならないようにする減免措置

令和7年度及び令和8年度の個人住民税が非課税の者であって、①により同年度の合計所得金額を算定したことにより、「同年度の介護保険料の保険料段階が上がった者について、その保険料段階を住民税非課税者として判定する保険料段階に下げするための保険料の減免」については、その者からの申請を要せずに行うことができるとする特例を定めるもの

条例改正の影響

例：単身者でR6給与収入が90万円の者がR7給与収入が100万円になった場合（住民税非課税415,000円）

■R7年度の住民税（R6年の収入） 住民税

90万円 - 55万円 = 35万円 ⇒ 非課税

■R8年度の住民税（R7年の収入）

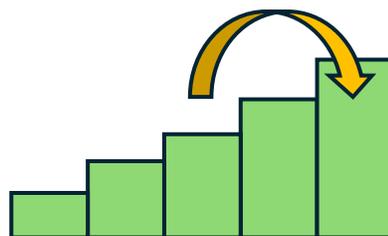
100万円 - 65万円 = 35万円 ⇒ 非課税

■**条例改正**により10万円足し戻す

35万円 + 10万円 = 45万円 ⇒ **介護保険料上は課税**

住民税上は非課税でも介護保険料上は課税となってしまう、保険料が上がってしまう

段階が上がる



特例減免

住民税が令和7年度に非課税の者が、柏市介護保険条例の改正の影響で課税とならないよう**特例減免**を行う

元に戻す

